第 2 回 西尾市空撮コンテスト撮影ガイドライン

（2026年10月23日改訂）

ドローンを使用して撮影を行う際は、以下のとおり許可申請等が必要となる場合がありますので、

ルール・マナーを守って撮影してくださるようお願いします。

【飛行申請・ルールについて】
ドローンの飛行申請・ルールについては 国土交通省のホームページ

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html#anc03

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

にて確認してください。

【飛行承認申請】（法律、条令の則った申請・飛行）

以下の方法で撮影する場合、国土交通省へ個別飛行承認申請が必要です。

例）
・地表または水面から 150m以上の高さの空域における飛行（中部空港事務所との調整も必要です）

・人又は家屋の密集している地域での夜間飛行

・催し場所の上空における飛行

その他、下記のような飛行は禁止されています。撮影場所・内容の検討の際はご注意ください。

例）
・公園等、条例で禁止されている場所での飛行（例：八面山等）
　※航空法の適用外となる 100g 未満のドローンが含まれる場合もあります。

・第三者が危険を感じるような飛行（人・物へ接近させての飛行など）

【撮影に関するマナー】
以下のような撮影は禁止とします。
・公序良俗に反する撮影
・敷地の一部を許可なく占有しての撮影
・私有地への無断侵入をしての撮影
・個人宅の無許可での撮影
・著作権や肖像権を侵害するような撮影
・その他、地元住民や観光客に対し迷惑となるような撮影
※11月14日（土）～15日（日）吉良まつり（横須賀公園付近）、11月28日（土）～29日（日）JA まつり（一色さかな広場）、12月6日（日）おかしなマラソン（ワイキキビーチ）の期間については、ドローンは飛ばせません。